

特定生産緑地 申請受付中です

特定生産緑地制度は、指定から30年を迎える生産緑地について、買取申出が可能となる時期を10年間延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の税制特例が継続されます。

足立区では、平成4年又は平成5年に生産緑地の指定を受けた農業者(生産緑地所有者)の皆様を対象に、特定生産緑地の指定申請を受け付けています。

指定から30年経過後は、特定生産緑地の指定を受けることができません。
対象となる生産緑地を所有し、農業経営を継続される農業者の方は、農業振興係にて手続きをお願いいたします。

■申請受付状況（令和3年7月末時点）

※平成4年又は平成5年指定

147地区のうち、125地区（85%）

107世帯のうち、91世帯（85%）

■農地の適正管理にご協力をお願いします！

特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の税制特例だけでなく、農地の行為制限（農業用と認められる施設のみ設置可能）及び適正な肥培管理義務も10年間継続となります。これまでと同様、適正に管理されていない、又は農業委員会からの指導に応じず改善が見られない生産緑地については、固定資産税が宅地並みに引き上げられる、相続税等納税猶予適用農地については期限の確定（納税猶予が打ち切られ、猶予されていた相続税等と利子税が課税されること）になる、といった場合があります。農業者の皆様には、引き続き農地の適正な管理をお願いいたします。

■申請窓口・問い合わせ先

足立区農業委員会事務局（産業振興課農業振興係）

場所：区役所本庁舎南館4階

電話：3880-5866

※平成5年に指定された生産緑地を所有され、特定生産緑地未申請の農業者の方は、

原則として令和4年（2022年）6月末を申請受付締切とさせていただく予定です。

農業委員会だより

（第48号）

令和三年九月十五日
編集・発行 足立区農業委員会
足立区中央本町一一十七一
TEL 三八八〇一五八六六（直）

☆令和3年度の活動にあたり☆

、「コロナ後」を考える、

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、自粛生活が始まつて1年半余、幾度の緊急事態宣言が出されても、いまだ先の見えない状況の中、変異株といわれる病原菌が猛威を振るい、毎日、肩をすぼめるような生活を余儀なくされています。

新型コロナウイルスが与える大きな社会変化は、終息後の社会にも大きな影響を残すものと思われます。
農業経営にも多大な影響が出ておりますが、この変化が今後の農業経営の大きな転換になればと思います。ピンチをチャンスに活かした、先人たちの知恵をいかしたいものです。

また、現在注目されているSDGsや脱炭素社会も農業に関わることですので、私たち農業者の今後の姿勢も問われます。社会の変化に乗り遅れることのないよう、情報を活用し、新たな農業経営に取り組みたいと思います。

コロナ禍の最中ではありますが、引き続き、足立の農業の発展に尽力して参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。

足立区農業委員会会長 荒堀 安行

◆農地利用状況調査を実施します◆

平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は、農地を適正に管理しなければならない責務が規定されています（農地法第2条の2）。

このため、農地法第30条に基づき、農業委員会が実施する「農地利用状況調査」が法制化されました。調査の結果、適正に農地が管理されていないと認められる場合、農業委員会から土地所有者に対し、必要な指導を実施させていただきます。

生産緑地においては、適正に管理されていない、又は改善が見られない場合、特定生産緑地への指定ができなくなります。

また、相続税等納税猶予適用農地については税務署に通知し、その結果、期限の確定（納税猶予の打ち切り）になる場合があります。

足立区農業委員会では、令和3年9月13

期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を十分に講じたうえで、地域担当の農業委員が現地を確認し、農地が適正に管理されているか調査させていただきます。農業者の皆様には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆農業委員会審議・処理件数を報告します◆

農業委員会は、農地関連法に基づく法令業務や農業振興に関する様々な活動を行っています。令和2年度に審議・処理等を行った主な業務は、次のとおりです。

審議・処理内容		件数	面積(m ²)
相続税等 納税猶予関係	適格者証明書発行 特例農地等における 3年毎の農業経営継続 証明書発行	3 20	6,365.00 47,382.59
生産緑地関係	農業の主たる従事者についての証明書発行	7	12,996.80
相続関係	3条の3届出(相続による農地取得)受理	6	2,774.00
農地転用関係	4条届出(自己転用)受理	67	30,629.90
	5条届出(所有権等移転) 受理	70	31,947.38



△種の伝達式

年は、ネギ坊主から種を探り、次の学年に種を引き継ぎます。そして、種を引き継いだ児童たちが種まき、定植、土寄せそして収穫を行い、ネギ坊主から採取した種をまた次の世代に引き継いでいく「命のリレー」の大切さや、食の大切さを体験できます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施が危ぶまれましたが、昨年同様に各校で充分な感染拡大防止策を講じ、実施の運びとなりました。

6月下旬から7月上旬にかけて、各学校で「種の伝達式」とその種を使つた種まきが実施され、農業委員も参加しました。

「種の伝達式」では、1年間栽培を経験した学年の代表から、下級生へ向けて思いのこもつた言葉が、収穫した種とともに引き継がれました。



△農業委員による指導

種まきでは、立ち会った農業委員の指導のもと、用意されたプランターに畝をつくり、児童が一粒一粒丁寧に種をまきました。児童が水やりなど日常の管理を行い、9月中には元気に育った苗を学校の畑に定植する作業が予定されています。各学校とも取り組む様子は様々で、生育状況を日々記録したり、ネギを調理実習で児童が自ら調理、試食したりする学校もあり、農業委員から見ても、とても熱心に取り組んでいることがよく分かれます。

この栽培授業は、当初3校（千寿双葉・栗原北・平野小学校）で平成27年度から始まりましたが、これまでの6年間で3校から「栽培授業を実施したい」との声が上がり、6校となつて現在に至ります。農業委員会としても授業の意義が児童に年々浸透していることを実感しています。今後も児童が栽培する喜びを実感し、「命のバトン」を次の代につつかりと引き継げるよう、ネギの生育を見守っていきたいと思います。

(写真右上)
ルドベキア
トゴールデン

<寸評>
黄色の花色が鮮やかで
花数も多く、花と葉の
バランスが優れた作品。



(写真左下)
紫陽花 黄金葉

<寸評>
花と葉の揃いが絶品で
統一感があり、またボリュームある立体感が
素晴らしい作品。



第56回足立区夏花品評会

一等賞

(敬称略)

足立区議会議長賞

西山敏雄（江北）
輪菊 サマーエイロ

「第56回足立区夏花品評会」が6月8日（火）JA東京スマイル足立支店2階会議室で開催されました。品評会では、次の方々が上位入賞されたほか、2等賞10点が選出されました。

特等賞

(敬称略)

東京都知事賞

榎本守伸（扇）

ルドベキア トゴールデン

足立区長賞

内田和子（興野）

紫陽花 黄金葉

J A 東京スマイル組合長賞

西山敏雄（江北）
ヒマワリ スマイルラッシュ

ダリア 詩織

東京都花卉園芸組合連合会会長賞

並木一重（一ツ家）
日々草 タイタン

夏菊 星座

東京都農業改良普及事業協議会会長賞

横井浅雄（扇）
ダリア 詩織

夏菊 キリン

足立区観光交流協会会長賞

阿出川浩（江北）
小菊 キリン

夏菊 星座

J A 東京スマイル足立花卉部会長賞

横井善彦（扇）
夏菊 ひなまつり

◆東京都補助事業のご案内◆

「都市農業経営力強化事業」

収益性の高い農業展開に必要な施設整備等を支援する事業です。

市街化区域において、農家所有の宅地等

【補助金】

事業費(税込)の3/4以内

【募集予定】

令和4年4月頃
(翌令和5年度施工分)

【内容】

- ・防災兼用農業用井戸
 - ・土留め・フェンス
 - ・簡易直売所
 - ・防草シヤッター
- 上記等の整備が可能。

こちらの事業は
認定農業者でなくても
活用できます。

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能により発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る事業です。

【補助金】

事業費(税抜)の1/2以内

【募集予定】

令和4年5月頃
(翌令和5年度施工分)

【内容】

- ・パイプハウス等生産施設
 - ・栽培関連施設
 - ・流通・販売施設
- 上記等の整備が可能。

【対象】

認定農業者のみ

を農地として整備するための支援を行い、積極的に農地の創出を図ることで、農地の減少に歯止めをかけることを目的とした事業です。

農業者として認定を受けている。そのうち平成28年度に認定された12経営体は、今年度に認定期間の満了を迎えます。区としてはより多くの経営体が再認定を受け、また意欲ある農業者が新規認定を受けることができるよう支援していきます。

区と農業委員会では、今後も認定農業者の認定や農業経営改善計画の目標達成に向けた支援、家族経営協定締結を推進していく

「認定農業者になりたい」という農業者の方は、農業振興係までお問い合わせください。

「認定農業者になりたい」という農業者の方は、農業振興係までお問い合わせください。

農産物の放射性物質検査状況

東京都では農産物に含まれる放射性セシウム¹³⁴・¹³⁷を定期的に検査しています。

今年度の区内産の野菜について、都農林総合研究センターが行つた検査「令和3年5月13日コマツナ(施設栽培)」の結果、セシウム¹³⁴・¹³⁷どちらも検出されました。

※農産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム¹³⁴・¹³⁷の合計が100Bq/Kg以下です。

●ご意見・ご感想をお寄せください●

農業委員会だよりの感想や今後取り上げてほしい記事などがありましたら、農業委員会事務局(農業振興係)までお寄せください。

TEL (3880) 5866～直通～